

■労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント関係の手続

こんなとき 【場合】	どうする 【手続内容】	何を用いて 【必要書類】	いつ(までに) 【時期】
労働安全コンサルタント又は、労働衛生コンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は安衛法84条2項1号から3号のいずれかに該当するにいたった場合	厚生労働大臣へ提出	コンサルタント業務廃止等報告書 (様式任意) コンサルタント則19条	できるだけ早めに